

四日市市税関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第40号

四日市市税関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市税関係手数料条例（平成12年四日市市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の種別及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務の種別及び金額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 租税公課に関する証明 1件につき 200円 <u>(ただし、多機能端末機(四日市市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の下操作により各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。))により交付した場合は、150円)</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>	<p>(手数料の種別及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務の種別及び金額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 租税公課に関する証明 1件につき 200円</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>
<p>(手数料の徴収時期等)</p> <p>第4条 手数料は、第2条に規定する手数料を徴収する事務についての申請があった際又は当該申請に係る書類の閲覧若しくは交付の際に、申請者から現金又は定額小為替証書でこれを徴収する。ただし、多機能端末機により各種証明書を</p>	<p>(手数料の徴収時期等)</p> <p>第4条 手数料は、第2条に規定する手数料を徴収する事務についての申請があった際又は当該申請に係る書類の閲覧若しくは交付の際に、申請者から現金又は定額小為替証書でこれを徴収する。ただし、多機能端末機 <u>(四日市市の電子計</u></p>

交付した場合は、交付の際に申請者から  
手数料を徴収したものとみなす。

2 及び 3 (略)

算組織と電気通信回線により接続され  
た民間事業者等が設置する端末機で、当  
該端末機の操作により各種証明書を自  
動的に交付する機能を有するものをい  
う。)により各種証明書を交付した場  
合は、交付の際に申請者から手数料を徴収  
したものとみなす。

2 及び 3 (略)

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(財政経営部市民税課)